

2. パンプトラックを購入・設置又は造成して行う事業計画

購入・設置又は造成した フィールドの名称	
購入・設置又は造成した フィールドの営業開始日	
パンプトラック を活用して行う 事業概要	
パンプトラック を活用して行う 事業の定量的な 目標・効果 (R6～11年度)	<p>【例】</p> <p>R6年度：売上見込〇〇円 利用者数見込△△人</p> <p>R7年度：売上目標〇〇円（対前年比□％）、 利用者数目標△△人（対前年比□％）</p> <p>R8年度：売上目標〇〇円（対前年比□％）、 利用者数目標△△人（対前年比□％）</p> <p>R9年度：売上目標〇〇円（対前年比□％）、 利用者数目標△△人（対前年比□％）</p> <p>R10年度：売上目標〇〇円（対前年比□％）、 利用者数目標△△人（対前年比□％）</p> <p>R11年度：売上目標〇〇円（対前年比□％）、 利用者数目標△△人（対前年比□％）</p>
パンプトラック を活用して行う	○営業日・営業時間

<p>事業の具体的な 進め方（別紙可）</p>	<p>○料金体系</p> <p>○利用者への周知や提供方法</p> <p>○パンプトラックの使用範囲</p> <p>【例】自転車及びスケートボード ※ただし自転車の利用を最優先とする</p>
-----------------------------	--

別紙 3 (第 8 条関係)

誓約書

一般社団法人自転車協会のオフロードバイクパンプトラック設置助成金の交付にあたり、オフロードバイクパンプトラック設置助成金交付要綱(以下「要綱」)を遵守するとともに、要綱第 8 条の規定に基づき誓約書を提出いたします。

なお、要綱第 13 条の規定に該当し、助成金の交付決定の取り消しを受けた場合には、要綱第 14 条に基づき所定の助成金返還義務を負うことに異存ありません。

また、助成対象事業に関して事故、紛争などが生じたときは、一般社団法人自転車協会には一切の迷惑・賠償責任を問わないことをお約束いたします。

年 月 日

一般社団法人自転車協会 御中

申請者 所在地

団体名 (法人名) 及び代表者役職・氏名 印

電話

別紙 4 (第 4 条関係)

助成要件確認表

内 容	
助成対象期間（令和 6 年 7 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日）に移動式ポンプトラックを購入・設置又は常設のポンプトラックを造成済みのフィールドであること	該当あり ・ 該当なし
移動式ポンプトラック購入・設置する場合、常設する営業拠点となるフィールドがあること ※造成する場合は該当なし	該当あり ・ 該当なし
ポンプトラックを造成する場合、造成は国・地方公共団体により行われたものであること ※購入・設置する場合は該当なし	該当あり ・ 該当なし
地権者との合意形成に係る意見調整や、管理及び運営に国又は地方公共団体が関与したフィールドである	該当あり ・ 該当なし
週 2 日以上営業され、かつスタッフが常駐し、購入又は造成されたポンプトラックを、不特定多数の利用者が利用でき、かつ自転車での利用が最優先されるフィールドである	該当あり ・ 該当なし
利用者増加のため、広告、宣伝、広報等の誘客活動に取り組んでいるフィールドである	該当あり ・ 該当なし
政治的、宗教的な活動を主たる目的としないフィールドである	該当あり ・ 該当なし
(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する)暴力団及び暴力団員等の反社会的勢力の利益となる恐れがないフィールドである	該当あり ・ 該当なし
特定の自転車関連企業だけを利することに繋がらないフィールドである	該当あり ・ 該当なし
会社更生法の規定により更生手続開始の申立がなされていない、又は民事再生法の規定により再生手続開始の申立がなされていない事業者により運営されるフィールドである	該当あり ・ 該当なし

【添付書類】

- ・ 商業登記事項証明書又は代表者の身分証明書(※身分証明書は本籍地の区市町村にお問合せください)
- ・ 暴力団等の排除に関する誓約書

上記内容に相違ありません。

年 月 日

申請者 所在地

団体名 (法人名) 及び代表者役職・氏名

印

電話

暴力団等の排除に関する誓約書

年 月 日

一般社団法人自転車協会 御中

申請者 所在地
団体名（法人名）及び代表者役職・氏名 印
電話

私は、次に掲げる事項について、いずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 2 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 3 自己、若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用するもの
- 4 暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員等又はその指定する者に対し、金品その他の財産上の利益を供与するもの
- 5 暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- 6 法人その他の団体であって、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）が暴力団員であるもの及び暴力団又は暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するもの
- 7 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用するもの
- 8 前各項に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものであって、事業に不当な影響を及ぼすおそれがあると認められるもの

9 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)
に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員